

各課（局）長 様

経営企画部長

令和 6 年度予算編成方針について（通知）

令和 6 年度の予算については、下記により編成することとしたので、白岡市予算規則第 4 条の規定により通知します。

記

1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が発表した令和 5 年 7 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、同年 6 月 1 6 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（以下「骨太方針 2023」という。）で、国は、我が国は内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面しており、この「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めるとしている。当該方針においては、少子化対策・こども政策の抜本強化に向けた道筋や G X（グリーントランスフォーメーション）、D X（デジタルトランスフォーメーション）等の加速などの投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針などが示されている。本市においても、その動向をしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況

新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みが回復傾向にあったことなどから令和 4 年度決算において市税が増収に転じたものの、扶助費は依然として過去最高を更新するなど社会保障関係経費が増加している。加えて、ウク

ライナ情勢等を背景とした物価高騰の影響により経常経費が増加し、経常収支比率は前年度から 1.9 ポイント増の 89.3%となり財政構造の硬直化が進んでいる。

令和 6 年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 5 類へ引き下げられたことにより、コロナ禍からの脱却が進み、景気の回復は続くと思込まれる。しかし、国際情勢や物価高騰を背景にその回復基調は鈍化していくことも予想され、本市においても物価高騰の影響により、経常経費が増加するなど、厳しい財政状況となることが予測される。

3 予算編成の基本的な考え方

令和 6 年度は、物価高騰の影響が長期化し先行きを見通すことが依然として困難な状況ではあるが、既存事業全般にわたりこれまで以上に行財政改革の視点を持って見直しと優先順位付けを徹底し、限られた財源を効率的・効果的に活用することで、都市計画道路、白岡駅西口駅前広場、医療福祉拠点の整備や東部中央土地区画整理事業など、これからの本市まちづくりに大きく寄与することになる大規模事業を着実に進めていくための予算を編成する。

編成に当たっては、次に掲げる基本的な考え方のもと、事業の目的やねらい、効果などを明確にし、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

- (1) 第 6 次白岡市総合振興計画で示す目標達成に向けて、基本計画に掲げる重点取組項目である「交通ネットワークの充実」及び「農地利活用の促進」の推進並びにゼロカーボンシティの実現、DXの推進といった新たな政策課題への対応を念頭に予算編成に当たること。
- (2) 行財政改革の推進に当たって、職員一人ひとりが前例に捉われることなく、柔軟な発想と創意工夫のもと、積極的に予算編成に取り組むこと。
- (3) 予算の重点化等を図るため、既存事業の統廃合（複数事業の一本化を含む。）に取り組むとともに、一時的な投資が必要であっても、将来の財政負担の軽減につながる取組は積極的に実施すること。全ての既存事業に、次に掲げる視点を持って、抜本的な見直しを加えるとともに、従来の手法にとらわれない市歳入の増加に結びつく創意工夫を図ること。

ア 内部事務の精査

イ 内部事務や事業の集約化

ウ 運営体制の見直し

エ 手法の変更・見直し、主体・執行体制の見直し

オ 委託の仕様内容、需用費等の見直し

- カ 在庫等の有効活用
- キ 公有財産の適正管理・戦略的活用
- ク 執行残（決算額）との比較
- ケ 計画の見直し（平準化）
- コ 国・県・他市基準との比較
- サ 歳入の確保
- シ 社会情勢の変化、目的の達成
- ス 政策・施策の有効性
- セ 公民連携の取組
- ソ データやICTの活用による業務の効率化
- タ 民営化・委託化
- チ 業務の効率化、働き方の見直し

4 総括的事項

(1) 年間総額予算による当初予算編成と補正予算の限定

各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、当初予算で見積り不能なものなどの必要最小限のものに限定すること。

(2) 行政評価の考えに基づく事業の見直し

令和4年度の実績及び令和5年度の取組状況を踏まえ、これまでの成果、現状及び課題を分析すること。そして、現状の正しい把握と最新の知見を踏まえた上で、市民の立場に立った事業の見直しや再構築を行うこと。

各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を分析し、過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

(3) 歳入の確保

歳入見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

国庫支出金や県支出金を財源とする事業については、国や県の補助制度の動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させること。

他団体の補助制度の活用事例の情報収集や埼玉県の「市町村に対する支援制度」を参照し、補助対象となる事業は積極的に活用をすること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業申請を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

また、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用など、寄附の受入拡大に向けた取組を図ること。

(4) 人件費の見直し

時間外勤務手当については、令和5年度当初予算額を基本とするので、課内のマネジメントはもとより、既存事業を統廃合するなど、事務の効率化を図り、超過勤務の徹底的な削減に努めること。

(5) 投資的経費の取扱い

事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討し、部内で優先順位付けを行った上で計上すること。また、補助事業、単独事業ともに必要最小限の額を見積もること。補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については、国や県の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

(6) 扶助費の取扱い

扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について精査し、適正な制度運用に努めること。市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について検討した上で、自己負担額や支給基準等の見直し、廃止を検討すること。

(7) 公共施設の再編を前提とした予算要求

今後、公共施設の再編に向けた実行計画を策定し、公共施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを進めていく予定であり、それまでの間は、原則、施設の新設（更新を含む。）並びに大規模改修及び大規模修繕は行わないものとする。そのため、それ以外の改修又は修繕については、原則、公共施設の機能を維持するのに必要な範囲に限り要求すること。

また、要求に当たっては、必要箇所の優先順位付けを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部内での調整を十分に図り、必要額を見積もること。

(8) 会計年度任用職員制度の活用

職の必要性及び常勤職員とのすみ分けを吟味した上で、毎年度、業務内容を設定し、適切な勤務日数・勤務時間となるようにすること。

(9) 民間活力の活用と連携

複雑多様化する行政需要に対応するため、各種事業の実施に当たっては、市民との協働や民間活力の活用、大学との連携など効果的な事業実施に努め

ること。

また、各事業において、真に行政が実施すべき事業か否かを十分に精査・検討すること。

(10) 団体等に対する補助金

団体等への補助金については、市民の税金等貴重な財源によって賄われ、真に住民の福祉の向上及び利益に寄与し、広く市民のニーズに沿ったものを使用されるべきものである。その活用にあたっては、透明性の確保や説明責任を十分に果たすことが求められる。そのため、団体等において予定する補助対象事業、補助対象経費、補助金の使途について十分に把握した上で必要となる補助金額を要求すること。

また、団体等の決算書等に基づき財務状況を分析し、補助金額以上の繰越金が恒常的に発生している場合には、補助金交付の必要性や補助金額の減額を検討すること。

(11) 特別会計等の予算編成

財政健全化法に基づき、一般会計に加え、特別会計や地方公社、第3セクターを含めて財政運営の健全性が判断されるため、特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することのないよう、効率的な運用に努めること。

一部事務組合等については、財政状況、特に将来負担すべき実質的な負債の額について厳しくチェックすること。

5 その他

歳入・歳出における個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和6年度当初予算歳入見積書・歳出要求書作成要領」に従うこと。